



グリーン調達ガイドライン

Rev. 006

制定 2018年11月1日

施行 2018年12月1日

ローム株式会社

1. はじめに

ロームグループでは環境方針に掲げる地球環境保全に配慮し、人類の健康的な存続の重要性を認識した取り組みを最重要課題として推進して参りました。

地球環境を破壊せず、持続的経済発展を達成するには、資源循環型に適した環境負荷がより少ない製品製造が必要となり、サプライチェーン全体でコンプライアンスを徹底することが不可欠と考えております。

本ガイドラインでは、お取引先様での環境マネジメントシステムの構築及び推進と製品含有化学物質管理の徹底をお願いしています。またお取引先様の一次・二次のお取引先様に対しても本ガイドラインをお伝えいただき、同様に適合状況をご確認いただきますようお願いいたします。

益々厳しくなる法規制に対応するため、お取引先様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2. ロームグループ環境方針

われわれは、つねに地球環境保全に配慮し、人類の健康的な存続と企業の恒久的な繁栄に貢献するものとする。

1. 省エネルギーをすべての企業活動で創意工夫し徹底する。
2. 環境配慮型製品を開発し、製品のライフサイクルを通して環境負荷の最少化を追求する。
3. 材料・副資材の調達や製品の購入は、より環境負荷の少ないものを優先する。
4. 持続可能な社会の実現に向け、資源の有効活用を促進するとともに、汚染の予防と生物多様性の保全に配慮する。
5. 国内外の環境法規制や地域協定及び、その他の同意したお客様等の要求事項を遵守する。
6. 生活環境や地球環境に配慮する社員の育成と関係者の啓発に努める。
7. 地域環境への貢献や環境情報の適切な開示により、社会との健全な連携を図る。
8. 環境パフォーマンス向上のため、環境目標、実施計画を立案、実行することで課題を継続的に改善する。

3. お取引様へのお願い事項

3.1 環境マネジメントシステムの構築及び推進

お取引様に於かれましては ISO14001 環境マネジメントシステムを構築し、環境保全活動の取り組みと環境負荷低減活動の推進をお願いいたします。

尚、1) ~ 3) のいずれかの方式で、システム構築及び運用を進めてください。

- 1) 第三者認証を取得
- 2) その他の環境マネジメントシステムを認証
(KES: 京都・環境マネジメントシステム・スタンダード、エコアクション21 など)
- 3) 規格に準拠したお取引先様独自の環境管理システムの構築

3.2 製品含有化学物質管理の徹底

- 1) 取引基本契約書、品質保証契約書で取り交わしている条項の順守をお願いいたします。
- 2) 製品含有化学物質管理ガイドラインに基づく管理システムの構築及び運用をお願いいたします。尚、定期的にお取引様の管理システムの構築及び運用状況を訪問或いは自己評価で確認させていただきます。

参照：<http://www.jamp-info.com/dl>

- ・製品含有化学物質管理ガイドライン（最新版）
- ・製品含有化学物質管理ガイドライン 附属書チェックシート（最新版）

- 3) 納入いただく部材について、ロームグループが指定する禁止物質の不使用及び含有する化学物質情報を確認させていただきます。尚、ロームグループが管理する化学物質については「製品化学物質管理基準書」をご確認ください。
- 4) 納入いただく部材に含有する化学物質情報に変更がある場合には、事前に弊社にご連絡いただき、必要書類（禁止物質不使用証明書、構成物質一覧表、chemSHERPA-CI/chemSHERPA-AI、分析データ）を再提出してください。

ご報告いただく変更対象は、お取引先様の工程でご使用の副資材も含め、ロームグループに納入いただく製品・材料に含有する化学物質に変化がある場合に必要です。

次の変更が実施される際は特にご注意ください。

- ・製造工場、調達先の変更
- ・製造工程の変更
- ・機械・装置の変更
- ・加工・組立等の変更
- ・材料の変更（材料メーカー、材料グレード、材料仕様）

改定履歴

Rev. No	改訂日	改訂内容
Rev. A	2004/3/23	新規制定
Rev. B	2005/3/23	環境負荷物質の調査様式の全面見直し及び作成要領を新たに作成し「環境負荷物質調査内容および作成要領」として発行した。
Rev. C	2006/12/15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類の様式変更 ・ 化学物質含有調査表の対象物質を追加した。 ・ 分析データの要求、記載内容を変更 ・ 禁止物質の管理基準値見直し ・ 環境負荷物質の含有に係る変更申請を追記
Rev. 001	2009/11/11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 適用範囲を明確にした。 ・ 2. 用語の意味の見直しをおこなった。 ・ 禁止物質を追加 ・ 管理物質の追加及び略称などを追加した。(表 3) ・ RoHS 指令改正により適用除外用途を追加した。(表 5) ・ 表 6PFOS 適用除外用途を追加した。(表 6) ・ 禁止物質の管理基準値(閾値)を見直した。 ・ ご提出依頼書類及び提出方法を見直した。 ・ 構成物質一覧表に禁止物質、管理物質及び SVHC 含有有無の確認を追加した。 ・ 化学物質の含有情報は製品重量に対する含有量の報告とした。 ・ JAMP MSDSplus / AIS にて化学物質含有報告いただく事を追加した。 【分析報告書】 ・ 対象物質にハロゲン (F, Cl, Br, I)、アンチモン(Sb)、リン (P) を追加した。 ・ ISO/IEC17025 を取得した分析機関の分析データのお願い(提出)とした。 ・ RoHS 指令禁止物質は IEC62321ED1.0 : 2008 に準拠した精密分析とした。 ・ フッ素、塩素、臭素、ヨウ素: BS EN14582(イソクマトグラフイー)、 ・ アンチモン: EPA3050B (ICP)、リン: US EPA3052B(ICP)の分析方法とした。 ・ 分析データ有効期限を分析日から1年とし1年更新とした。 【対象形名一覧表】 ・ シーズ 製品のデータ提出方法について追加した。 ・ 別紙 4 対象形名一覧表を追加した。
Rev. 002	2010/3/12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. 用語の意味 見直し ・ 禁止物質 管理物質 見直し ・ 表 5. RoHS 指令適用除外用途 追加 ・ 【作成要領】見直し
Rev. 003	2011/4/11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表 3. 管理物質 見直し ・ 表 5. RoHS 指令適用除外用途 最新版に差し替えた。 ・ 《ご提出依頼書類及び提出方法》MSDS を追加した。 ・ 別紙 1 構成物質一覧表、様式見直し ・ 表 8. 環境負荷物質調査対象範囲 環境負荷物質調査適用事例に MSDS 適用事例を追加した。
Rev. 004	2013/10/1	<p>グリーン調達基準書とグリーン調達ガイドラインを統合し、全面見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止物質をレベル1とレベル2に区分した。 ・ 禁止物質レベル1, 禁止物質レベル2 管理物質見直し <p>調達先様へのお願い事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6.1 環境マネジメントシステムの構築及び推進を追加 ・ 6.3 製品含有化学管理を追加
Rev. 005	2016/6/15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. ロームグループ環境方針 改正 ・ 4. 用語の意味 見直し ・ 表 1. 禁止物質 表 2. 管理物質 見直し ・ 表 10. RoHS 指令適用除外用途 最新版への差し替え ・ 分析報告物質 フタル酸エステルを追加 ・ 分析方法 IEC62321 (2015)に変更
Rev. 006	2018/11/1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. ロームグループ環境方針 改正 ・ 製品化学物質管理に関わる要求事項をグリーン調達ガイドラインから独立させ、製品化学物質管理基準書として制定した。